

江東区保育園等

在園ハンドブック

第14版 令和7年9月発行

- ★ このハンドブックは江東区の保育園等（認可保育園、認定こども園、小規模認可保育園、居宅訪問型保育）に在園中のお手続きについて、まとめたものです。保育園等の利用申込中の方や利用内定中の方は「江東区保育園等入園のしおり」もあわせてご確認ください。
- ★ 保育園等に在園するためには、保育の必要性を継続して満たしている必要があります。保護者や家庭の状況に変更があった場合には状況に応じたお手続きが必要です。
- ★ このハンドブックに記載がない事項やご不明な点がございましたら、保育園ナビゲーターまでお問い合わせください。
- ★ 延長保育料の減額免除、保育必要量の変更及び保育の停止は、申請があった場合にのみ適用となりますので、必要な場合にはお早めにお手続きください。
- ★ このハンドブックに記載のある変更の届出や減額免除等の書類の提出先は保育サービス係となります（一部の手続を除く）。提出は郵送・電子でも受付けております。ただし、豊洲シビックセンターでは書類の受取りはいたしません。



▲マイナポータル

電子申請はこちらからご利用ください

【お問い合わせ・書類の提出先】

〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号
電話番号 03-3647-9809

江東区こども未来部保育支援課保育サービス係
（保育園ナビゲーター）

目次

1 在園するにあたって

- ・ 保育の必要性の認定と保育必要量 P. 1～2
- ・ 利用事由と保育園等に在園できる期間（利用期間） P. 2

2 状況が変わる際のお手続き

- ・ 引越しをする場合（区内転居） P. 3
- ・ 離婚等による保護者の変更がある場合 P. 3
- ・ その他の変更がある場合 P. 3
- ・ 「就労」事由の保護者の状況が変わる場合 P. 4～7
- ・ 「求職」及び「就学」事由の保護者の状況が変わる場合 P. 7～8
- ・ 児童の健康状況に変化があった場合 P. 8

3 延長保育について

- ・ 月極延長保育 P. 9
- ・ スポット延長保育 P. 9～10

4 欠席の取扱いについて

- ・ 保育園等の長期欠席 P. 11
- ・ 在園中のお子さんの病気や怪我が原因で「休園」する場合 P. 11

5 区外転出・退園・転園・二重在籍について

- ・ 江東区外へ引越しをするとき（区外転出） P. 12
- ・ 現在通っている保育園等を退園するとき P. 13
- ・ 別の保育園等に転園をしたいとき P. 13
- ・ インターナショナルスクール等への通園について P. 13

6 園を継続して利用するために

- ・ 継続利用のお手続きについて P. 14
- ・ 南砂第五保育園の2歳児クラスに在園中の方 P. 14
- ・ 小規模認可保育園の2歳児クラスに在園中の方 P. 14～15

7 保育料について

- ・ 保育園等の保育料 P. 16～18

- ・延長保育料の減額免除
- ・保育料基準額表

P. 19～20

P. 21～22

8 Q&A・各種書類の配布場所について

- ・よくあるご質問
- ・各種お手続きに必要な書類の配布場所

P. 23

P. 24

1 在園するにあたって

保育の必要性の認定と保育必要量

1 保育の必要性の認定

- ★保育園等は保育の必要性の認定を受けた児童をお預かりする施設です。そのため、保育園等に在園するためには、継続して保育の必要性の認定を受けている必要があります。
- ★在園中に、離職等による保育の必要性の事由の変更や、離婚等による世帯状況の変更があった場合は、認定の内容を変更する必要があります。
- ★保育の必要性が継続されているかについては、毎年確認を行います。お手続きの時期や提出書類等は区からお知らせしますが、期限までにお手続きをいただけない場合は次年度以降保育園等を利用できなくなることがあります。

2 認定の種類

保育の必要性の認定は保護者からの申請に基づき区で行います。既に在園されている児童の保護者の皆さんには「支給認定証」をお渡ししています。

支給認定区分	保育の必要性	年齢	保育必要量	有効期間（※1）	利用できる施設
2号認定	あり	満3歳以上	保育標準時間 または 保育短時間	最長小学校就学前まで	・認可保育園 ・認定こども園 ・小規模認可保育園 ・居宅訪問型保育
3号認定	あり	満3歳未満	保育標準時間 または 保育短時間	最長満3歳まで（※2）	

※1 出産や求職等、保育の必要性の事由によって有効期間が異なります。

※2 3号から2号認定への切替手続は不要です。満3歳を迎える月に区から2号認定へと変更した支給認定証を送付します。

3 保育標準時間・保育短時間（保育必要量）

- ★保育必要量は、下表のとおり「保育標準時間」または「保育短時間」の区分で認定します。保育必要量の認定は、最大で利用可能な保育時間を認定しており、具体的な保育時間は、保育園等との面談で決定します。また、育児休業期間中は原則として「保育短時間認定」へ変更していただきます。詳しくは5ページをご覧ください。

保育必要量	実際の利用時間
保育標準時間	開所時間中（延長時間除く）最大11時間の中で、必要となる保育時間
保育短時間	開所時間中（延長時間除く）の9～17時の中で、必要となる保育時間

<例> 開所時間 7:30～18:30（18:30～19:30の延長あり）の保育園の場合



※ 開所時間は施設により異なります（保育短時間の最大利用可能時間は9：00～17：00で全施設共通）。

※ 保育短時間（9：00～17：00）を超えた時間は、スポット延長保育の対象となります。

4 保育必要量の変更をする場合

★保育必要量の変更をする場合には以下のお手続きが必要となります。

★申請があった月の翌月（月の第一開庁日に申請された場合のみ申請月）から変更となりますので、変更を希望する場合にはお早めにお手続きください。

変更内容	提出が必要な書類	手続きの期限
保育標準（短）時間から 保育短（標準）時間への変更	認定変更申請書兼届出事項変更届	変更を希望する月の前月末まで

利用事由と保育園等に在園できる期間（利用期間）

★保育園等に在園できる期間（利用期間）は、利用事由に該当しなくなるまで（認定有効期間）となります。認定有効期間の終了までに必要書類の提出等による認定有効期間の更新の手続きがない場合には退園となります。なお、認定有効期間終了月になりますと、区から「教育・保育給付認定有効期間のお知らせ」を送付します。お知らせの内容に応じ、速やかにお手続きをお願いします。

★離職や就職、転職等、保護者の状況に変更があった場合にはお手続きが必要です。

保護者の利用事由	利用期間	状況に変更がある場合のお手続き
①就労（または就労が内定）している場合 ⇒「就労」事由	事由に該当しなくなるまで	4～7ページをご覧ください。
②育児休業からの復職予定で入園内定した場合 ⇒「就労」事由	事由に該当しなくなるまで（※） <u>※入園月の月末までに育児休業から復職をした後、2週間以内を目安に「復職証明書（区様式）」の提出が必要です。育児休業から復職せずに退職または転職した場合は、退園となることがあります。</u>	
③求職中の場合 ⇒「求職」事由	3か月以内	7、8ページをご覧ください。
④育児休業（在園児以外）を取得する場合 ⇒「育休」事由	育児休業期間が終了する月の月末まで	5～7ページをご覧ください。
⑤出産する場合 （育児休業を取得できない方） ⇒「出産」事由	出産（予定）月の2か月前の月から、出産（予定）日から起算して57日目が経過する月の末日まで	6ページをご覧ください。
⑥疾病や心身に障害がある場合 ⇒「障害」「疾病」事由 ⑦親族の介護をしている場合 ⇒「介護」事由	事由に該当しなくなるまで	保育園ナビゲーターにお問い合わせください。 ※病気が回復したり、介護の必要がなくなったりした場合は他の事由への変更が必要です。
⑧就学（または就学が内定）している場合 ⇒「就学」事由	在学終了月末まで	7、8ページをご覧ください。

2 状況が変わる際のお手続き

引越しをする場合（区内転居）

★区外へ引越しをする場合にはお手続きが必要です。

区内または区外	必要なお手続き
江東区外へ引越しをするとき	12ページをご覧ください。
江東区内で引越しをするとき	お手続きは必要ありません。

離婚等による保護者の変更がある場合

★保護者が婚姻や離婚をした場合には、保育料等が変更（※1）となる場合がありますので、速やかにお手続きください。

保護者変更の理由	提出が必要な書類（※2）	手続の期限
離婚したとき	①認定変更申請書兼届出事項変更届 ②ひとり親等世帯申立書 ③戸籍謄本の写し（離婚の受理証明書の写しでも可）	離婚したら速やかに
離婚調停を開始したとき（※3）	①認定変更申請書兼届出事項変更届 ②ひとり親等世帯申立書 ③離婚調停を開始したことがわかる証明（調停申立書、裁判所からの呼出状等の写し）	離婚調停を開始したら速やかに
別居・同居・婚姻・その他（※4）	必要なお手続きは保育園ナビゲーターにお問い合わせください。	

江東区で児童扶養手当を受給している方は、「①認定変更申請書兼届出事項変更届」にその旨を記載しご提出いただければ、その他の添付書類の提出は不要です。

※1 保育料等の変更がある場合は、原則として事実が発生した翌月からの反映となります。

※2 婚姻・離婚等の年月日が確認できない場合は、婚姻（離婚）届受理証明の写し等の書類の提出を依頼する場合があります。また、それ以外にも必要に応じて確認書類の提出をお願いすることがあります。

※3 提出された書類は、保護者（父母）双方の同意があるものとして受付します。

※4 別居・同居は、「転勤等による夫（または妻）との別居」、「ひとり親が親族以外の異性と同居」、「祖父母との同居・別居」をいいます。

その他の変更がある場合

変更内容	提出が必要な書類	手続の期限
氏または名が変更になったとき	認定変更申請書兼届出事項変更届	氏または名を変更したら速やかに
その他の変更	保育園ナビゲーターに直接お問い合わせください。	

「就労」事由の保護者の状況が変わる場合

★就労事由の方の状況に変更がある場合は手続きが必要です。

状況が変わる理由	提出が必要な書類	手続の期限	変更後の事由 (※1)
離職して求職する場合	認定変更申請書兼届出事項変更届	離職したら、または離職することがわかったら速やかに	求職
転職した(する)場合 (※2)	外勤に転職した場合		事由に変更なし
	①認定変更申請書兼届出事項変更届 ②就労証明書(区様式)	転職したら速やかに	
	自営業に転職した場合		
	①認定変更申請書兼届出事項変更届 ②就労証明書(区様式) ③自営を証明する書類(法人番号を有する場合、就労証明書内の法人番号欄に法人番号をご記載ください。その場合、自営を証明する書類の提出は不要です。)	転職したら速やかに	
妊娠がわかり、産休後 育児休業を取得する 場合	生まれた後のお手続き		育休
	①認定変更申請書兼届出事項変更届 ②育児休業(延長)承認書	出産後に育児休業期間が決まったら速やかに	
妊娠がわかり、 産休後育児休業を取得 できない場合	①認定変更申請書兼届出事項変更届 ②母子手帳(表紙及び分娩予定日記載ページ)の写し	出産予定日がわかったら速やかに	出産
育児休業から復職した 場合	復職証明書	復職後2週間以内(目安)	就労

※1 事由に変更がない場合でもお手続きは必要です。

※2 入園月の月末までに転職した場合は、選考に関わる可能性があるため前職の離職日が確認できる書類(離職票等)の提出が必要です。詳細は入園のしおりを確認してください。

★上表中の状況の変更については、以下にお手続きの具体的な内容を記載しています。

★上表に該当しない状況の変更については、保育園ナビゲーターにお問い合わせください。

離職して求職する場合

【必要な手続き】

(1) 提出書類

「認定変更申請書兼届出事項変更届」

(2) 提出期限

離職したら、または離職することがわかったら速やかに

【変更される支給認定】

(1) 事由

「就労」→「求職」

（２）支給認定有効期間

離職した月（１日を基準日とする）の翌月から３か月

（例）５月１５日に離職 → ６月１日から８月３１日まで

【認定有効期間を更新するために必要な手続】

７・８ページをご覧ください。

転職した（する）場合

【必要な手続き】

（１）提出書類

- ①「認定変更申請書兼届出事項変更届」
- ②「就労証明書（区様式）」

（２）提出期限

転職したら速やかに

【注意事項】

自営業を開始する場合、自営を証明する書類「開業届の控え（受信通知等により提出事実の確認ができるものに限る）、営業許可証、請負契約書、業務委託契約書、履歴事項全部証明書、領収書、請求書、その他営業活動の証明となる他社（他者）発行の書類」のうち、いずれか１点の書類の提出が必要です（写し可。他社発行、または公的機関の証明に限る）。法人番号を有する場合は、就労証明書内の法人番号欄に法人番号をご記載いただくことで、自営を証明する書類の提出は不要になります。

また、入園申込み後に転職された方は、選考に関わる可能性があるため入園のしおりをご確認ください。

就労にあたっての最低条件は月１２日以上かつ１日４時間以上の勤務です。正社員、非常勤、パート勤務等の就労形態の制限はありません。

妊娠がわかり、産休後に育児休業を取得する場合

【生まれた後に必要な手続き】

（１）提出書類

- ①「認定変更申請書兼届出事項変更届」
- ②「育児休業（延長）承認書」

（２）提出期限

育児休業期間が決まったら速やかに

【変更される支給認定】

（１）事由

「就労」→「育休」

（２）支給認定有効期間

育児休業期間が終了する月の月末まで

【支給認定有効期間を更新するために必要な手続き】

（１）提出書類

「復職証明書（区様式）」

（２）提出期限

支給認定有効期間内（復職後２週間以内を目安）

【注意事項】

- ・育児休業から復職せずに離職した場合や、別の会社に転職した場合は退園となることがあります。

- ・保育標準時間認定を受けている場合、育児休業期間中は原則として「保育短時間認定」へ変更していただきます。
ただし、通院等により9:00～17:00の保育時間ではお迎え等に間に合わない場合は、保育標準時間認定のままとすることもできます。ご提出いただく「育児休業（延長）承認書」にて、いずれかを選択いただきますようお願いいたします。

妊娠がわかり、産休後に育児休業を取得できない場合

【必要な手続き】

（１）提出書類

- ①「認定変更申請書兼届出事項変更届」
- ②「母子手帳（表紙及び分娩予定日記載ページ）の写し」

（２）提出期限

出産予定日がわかったら速やかに

【変更される支給認定】

（１）事由

「就労」→「出産」

（２）支給認定有効期間

出産（予定）月の2か月前の月から、出産（予定）日から起算して57日目を経過する月の末日まで

【認定有効期間を更新するために必要な手続】

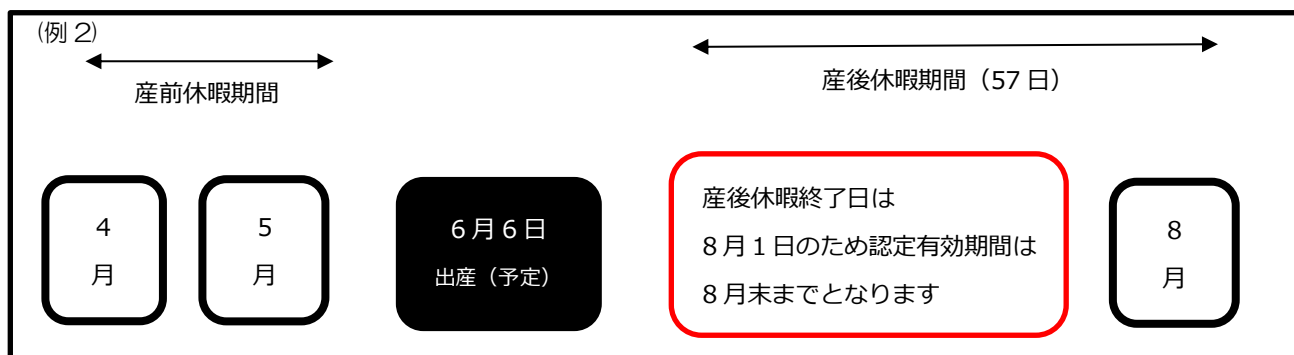
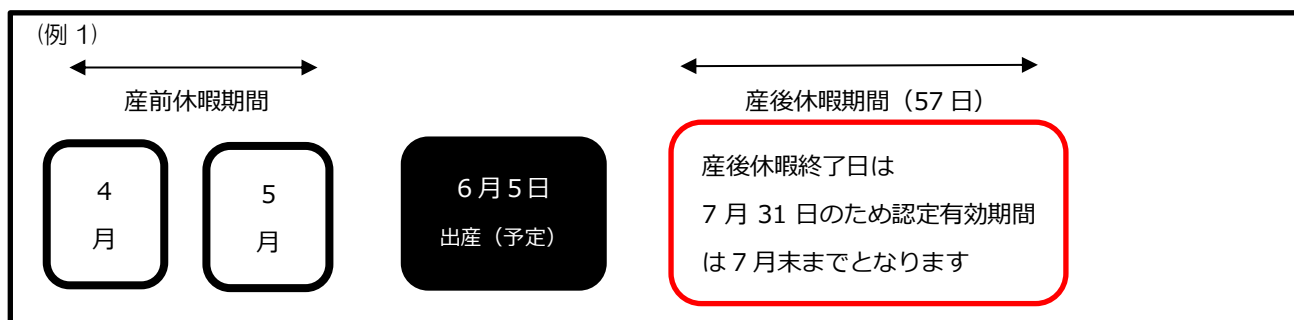
（１）提出書類

就労を開始したことがわかる「就労証明書（区様式）」

ただし、その後の求職活動を希望する場合は「認定変更申請書兼届出事項変更届」

（２）提出期限

認定有効期間内（就労開始したら速やかに）



育児休業から復職した場合

【必要な手続き】

（１）提出書類

「復職証明書（区様式）」

（２）提出期限

復職後２週間以内（目安）

【変更される支給認定】

（１）事 由

「育休」→「就労」

（２）支給認定有効期間

就労事由に該当しなくなるまで

【注意事項】

- ・ 育児休業から復職せずに離職した場合や、別の会社に転職した場合は退園となることがあります。

「求職」及び「就学」事由の保護者の状況が変わる場合

状況が変わる理由	提出が必要な書類	手続きの期限	変更後の事由
就労することが決まった場合	外勤での就労が決まった場合		就労
	①認定変更申請書兼届出事項変更届 ②就労証明書（区様式）	就労することが決まったら、速やかに	
	自営での就労が決まった場合		
	①認定変更申請書兼届出事項変更届 ②就労証明書（区様式） ③自営を証明する書類（法人番号を有する場合、就労証明書内の法人番号欄に法人番号をご記載ください。その場合、自営を証明する書類の提出は不要です。）	就労することが決まったら、速やかに	

- ★ 上表記載の内容に該当しない状況の変更については、保育園ナビゲーターにお問い合わせください。

就労することが決まった場合

【変更に必要な手続き】

（１）提出書類

①「認定変更申請書兼届出事項変更届」

②「就労証明書（区様式）※」

※認定有効期間内に就労を開始している、または認定有効期間が切れる翌月１日付での採用が内定しているものに限ります。なお、就労にあたっての最低条件は月１２日以上かつ１日４時間以上の勤務です。正社員、非常勤、パート勤務等の就労形態の制限はありません。

（２）提出期限

認定有効期間内

【変更される支給認定】

（１）事由

「求職」又は「就学」→「就労」

（２）支給認定有効期間

就労事由に該当しなくなるまで

【注意事項】

- ・求職期間の延長はできません。就労先が決まらず、支給認定有効期間内に「就労証明書（区様式）」が提出されなければ退園となります。
- ・自営業を開始する場合、自営を証明する書類「開業届の控え（受信通知等により提出事実の確認ができるものに限る）、営業許可証、請負契約書、業務委託契約書、履歴事項全部証明書、領収書、請求書、その他営業活動の証明となる他社（他者）発行の書類」のうち、いずれか１点の書類の提出が必要です（写し可。他社発行、または公的機関の証明に限る）。法人番号を有する場合は、就労証明書内の法人番号欄に法人番号をご記載いただくことで、自営を証明する書類の提出は不要になります。

児童の健康状況に変化があった場合

障害・疾病・発達の遅れ等、児童の健康状況に変化があったときは、速やかに保育支援課特別支援保育担当へ連絡してください。保育支援課特別支援保育担当より聞き取りを行い、医師の診断書等の提出や面接等にご協力いただく場合があります。

【お問い合わせ先】 保育支援課特別支援保育担当 電話番号：03-3647-9503（直通）

3 延長保育について

月極延長保育

保護者が就労等の理由により、通常保育時間を超えて児童の保育が必要な場合に、開所時間内で保育時間を延長して保育します。

区立認可保育園

【申込要件】

以下の3つの要件すべてを満たしていることが必要です。ただし、申込みを行っても、定員等の関係で利用できないことがあります。なお、延長保育時間は19時30分までです。

- ① 江東区民のお子さんであること
- ② 通常保育時間内（18時30分）にお迎えが間に合わない日が週1日以上又は月4日以上あり、保護者のほかにお迎えができる方がいないこと
- ③ 1歳児クラス以上であること

【申込手続き】

申込みの場合は、在籍園で面接を受けてから直接在籍園に申し込んでください。

（1）提出書類

- ① 「区立保育園延長保育利用申込書」
- ② 保育の必要性を証明する書類（父母それぞれ必要です）

（2）提出期限

通常の保育園のお申込みと同様となります。各月受付期間は、該当する年度の入園のしおりをご確認ください。

【月極延長保育料】

月極延長保育料は21ページの保育料基準額表をご確認ください。なお、お支払いは「口座振替払い」となります。

【注意事項】

- ・ 求職中、育児休業及び短時間勤務（育児時間）を取得する保護者の方は、原則として延長保育は利用できません。延長保育を利用している方が、これらの状況になった時点で「延長保育利用解除届」を在籍園に提出してください。
- ・ すでに延長保育を利用されている方が、保護者の勤務先や勤務形態が変更になったときに、変更後も延長保育を希望する場合は、改めて延長保育の申込みが必要です。ただし、再申込みされても再度利用できるとは限りません。
- ・ 2月及び3月からの利用を希望する場合は、翌年度4月の利用調整が終了しているため、申込み時点で空きがあっても利用できないことがあります。

区立認可保育園以外

申込要件や手続き等は各施設で異なります（保育園ナビゲーターへのお手続きは不要です）。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

スポット延長保育

月極ではなく、その日の突発的な理由により日（または時間、分）単位で延長保育を実施します。

区立認可保育園

15分毎に100円で利用できます。ただし、月極延長保育の利用状況により利用できない場合があります。利用を希望する場合は、在籍中の園に直接お問い合わせください。利用料に関しては、口座振替に対応しておりませんので、区からお渡しする納付書にてお支払いいただきます。

※0歳児クラスのお子さんや江東区民でないお子さんはご利用いただけません。

区立認可保育園以外

区立認可保育園以外でも、スポット延長保育を実施している施設があります。費用やお手続きは施設によって異なりますので、直接お問い合わせください。

4 欠席の取扱いについて

保育園等の長期欠席

里帰り出産等により保育園等を長期欠席する場合は、以下の注意事項をよくご確認ください、在園中の保育園等に長期欠席する旨を必ずお伝えください。

【注意事項】

- ・入園月に1日も保育園等に登園しない場合は、退園になります。
- ・入園月の翌月以降に、月の初日から3か月の間に1日も登園しないと退園となります。
- ・長期欠席により登園していない期間も、延長保育料は発生します。
- ・お子さんの病気や怪我以外の理由は、自己都合による欠席となるため、休園に該当しません。お子さんの病気や怪我による欠席については、下記の「在園中のお子さんの病気や怪我が原因で「休園」する場合」をご参照ください。なお、休園には手続きが必要です。

在園中のお子さんの病気や怪我が原因で「休園」する場合

在園児が、病気や怪我で月の初日から1か月以上登園できないときは、申請により2か月を限度として年度内1回限り、保育園等を「休園」することができます。休園中の延長保育料はかかりません。

【必要な手続き】

（1）提出書類

- ①「保育利用停止（停止解除）申請書」
- ②保育園等に登園できないことが確認できる「医師の診断書」

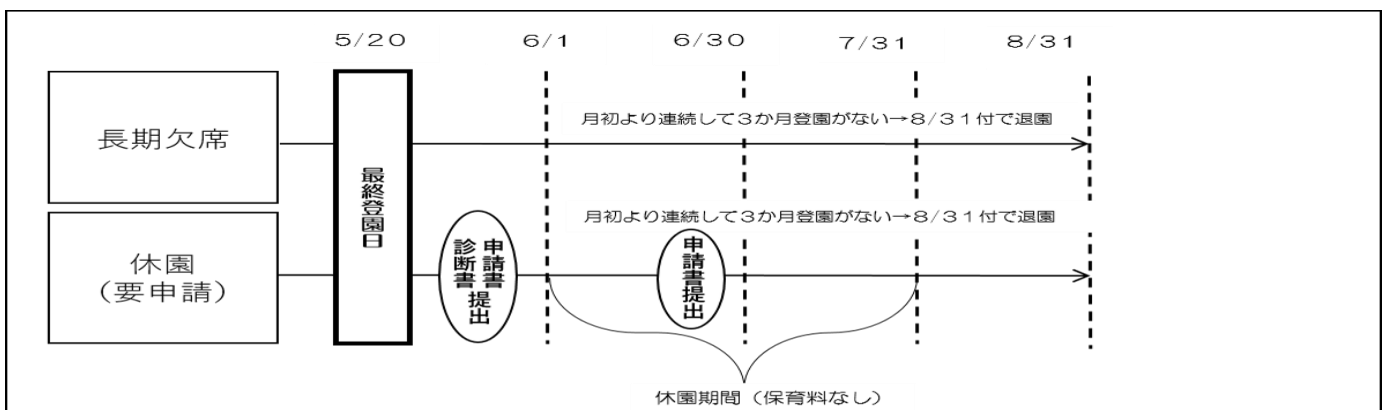
（2）提出期限

休園を希望する月の前月末まで

【注意事項】

- ・申請のあった月の翌月1日から休園となりますので、休園希望月の前月末（休園希望月の初日に申請された場合のみ申請月から休園）までに申請が必要です。
- ・休園は1か月を単位として最大2か月まで延長できます。最初の1か月間の休園中に翌月も引き続き休園を希望する場合は、再度申請書をご提出ください（再度申請する際は、翌月分の診断書の添付は必要ありません）。
- ・休園は2か月が限度となりますので、休園期間を含めて月の初日から3か月の間に1日も登園しない場合は退園となります。
- ・休園した月は、児童が登園可能な状態になっても、登園することはできません。

＜長期欠席と休園（利用停止）の例＞（最終登園日以降、登園がない場合を想定）



5 区外転出・退園・転園・二重在籍について

江東区外へ引越しをするとき（区外転出）

1 現在通っている保育園等に引き続き通わない場合

【必要な手続き】

（１）提出書類

「利用解除届（※）」一度提出された利用解除届を取下げることができません。

※江東区ホームページからはダウンロードできませんので、通われている保育園等か江東区役所３階１２番窓口または豊洲シビックセンター３階豊洲特別出張所８番にて取得してください。

（２）提出期限

退園月の５日（土日・祝日の場合は前開庁日）まで

2 現在通っている保育園等に引き続き通う場合

江東区外へ引越し（転出）する場合、現在通われている保育園は退園となります。ただし、保護者の状況によっては引き続き継続して通うこともできます。

【転出した年度中の継続利用が可能なお子さん】

保護者の一人が求職中ではないお子さん

【転出した年度の次の年度以降も継続利用が可能なお子さん】

保護者の一人が求職中ではなく、保護者の一人の勤務地（※）が江東区にあるお子さん（江東区に勤務地がある場合でも、離職した時点又は異動等で勤務地が江東区でなくなった時点で退園となります。）

※転出先の自治体から、次年度の継続利用のお手続きをしていただきます。時期等は各自治体を通じてお知らせいたします。

【江東区で必要な手続き】

（１）提出書類

「利用解除届（※）」一度提出された利用解除届を取下げることができません。

※江東区民としての利用解除届です。（引き続き利用「します」にチェックしてください）

※江東区ホームページからはダウンロードできませんので、通われている保育園等か江東区役所３階１２番窓口または豊洲シビックセンター３階豊洲特別出張所８番にて取得してください。

（２）提出期限

江東区外へお引越しすることが決まったら速やかに

【転出先の自治体で必要な手続】

（１）提出書類

現在通われている保育園等への入園申込み（※）

※転出先自治体の住民としての申込みです。転出先の自治体窓口でお手続きください。

（２）提出期限

江東区を転出した月末まで

【注意事項】

- ・継続利用を希望する場合は、転出した月末までに転出先の自治体で必ずお手続きください。お手続きがない場合、継続して通えないことがあります。なお、お手続きに必要な書類等は事前に転出先の自治体にご確認ください。
- ・他自治体の住民として通う場合、保育料は転出先の自治体で改めて決定します。

現在通っている保育園等を退園するとき

【必要な手続き】

（１）提出書類

「利用解除届（※）」

※江東区ホームページからはダウンロードできませんので、通われている保育園等か江東区役所３階１２番窓口
または豊洲シビックセンター３階豊洲特別出張所８番にて取得してください。

一度提出された利用解除届を取下げることとはできません。

（２）提出期限

退園月の５日（土日・祝日の場合は前開庁日）まで

【注意事項】

- ・利用解除届をご提出いただいても、退園する月の月末までは通うことができます。
- ・月の途中から通わなくなっても１か月分の月極延長保育料が発生します。
- ・他自治体への転出が理由で退園し、転出後も江東区の同じ保育園等へ継続して通う場合には別途お手続きが必要です。詳細は１２ページをご覧ください。
- ・保育園ナビゲーターへの利用解除届のご提出と併せて、在籍園にも退園する旨を必ずご連絡ください。

別の保育園等に転園をしたいとき

【必要な手続き】

該当する年度の入園のしおりをご覧ください。

インターナショナルスクール等への通園について

保育・幼児教育施設の二重在籍（保育園等に在園しながらインターナショナルスクールに在籍する等）はできません。

6 園を継続して利用するために

継続利用のお手続きについて

翌年度も保育園等の利用が必要な場合は、継続利用のお手続きが必要となります。手続きの際には、保護者の保育の必要性を証明する就労証明書等の提出が必要となります。手続きの方法等は、時期になりましたら保育園等を通してお知らせいたします。

【注意事項】

- 入園時のような指数等による利用調整は実施しませんが、認定有効期間が過ぎているにもかかわらず、期間の更新手続をしていない場合等は、継続利用できないことがあります。

【例】求職期間の3か月を経過したにもかかわらず就労証明書等の提出がない場合

- 手続の期間内に書類の提出がない場合は、継続入園の意思及び保育の必要性の確認ができず、退園となる場合があります。継続利用が必要な方は、必ず期間内にお手続きください。
- 継続の意思がない場合は、速やかに退園のお手続きをしてください。

南砂第五保育園の2歳児クラスに在園中の方

3歳児クラスも引続き保育園等の利用を希望する場合は、改めて保育園等の利用申し込みが必要です。お手続きの詳細は、該当する年度の入園のしおりをご確認ください。

小規模認可保育園の2歳児クラスに在園中の方

【3歳児クラスからの連携施設がある施設に在園中の場合】

以下の連携施設がある小規模認可保育園の2歳児クラスに在園中の方は、3歳児クラスからは連携施設に通うこととなります。お手続きの方法等は、時期になりましたら在籍園を通してお知らせします。

【注意事項】

連携施設以外の保育園等の利用をご希望される場合は、転園申し込みが必要です。お手続きの詳細は、該当する年度の入園のしおりをご確認ください。（転園できない場合は、連携施設へ通うこととなります）

＜小規模認可保育園＞2歳児クラスまで	＜連携施設＞3歳児クラス以降	距離
たかもり保育園（白河地区）	⇒ 太陽の子 森下三丁目保育園（白河地区）	約 500m
おうち保育園門前仲町（富岡地区）	⇒ さくらさくみらい 富岡（富岡地区）	約 1,100m
小鳩スマート保育所 冬木（富岡地区）	⇒ タムスわんぱく保育園木場（東陽地区）	約 800m
Kid's Patio 江東おひさま園（東陽地区）	⇒ さくらさくみらい 東陽町（東陽地区）	約 160m
おうち保育園とよす（豊洲地区）	⇒ さくらさくみらい 豊洲（豊洲地区）	約 700m
おうち保育園しのめ（豊洲地区）	⇒ みんなの未来をつくる保育園東雲（豊洲地区）	約 500m
もりのなかま保育園 亀戸園（亀戸地区）	⇒ にじいろ保育園 亀戸（亀戸地区）	約 650m
キャリア保育園にしおおじま（大島地区）	⇒ HOPPA おおじまタウン（大島地区）	約 650m

もりのなかま保育園 北砂園（砂町地区）	⇒	キッズスマイル江東北砂（砂町地区）	約 20m
もりのなかま保育園 東砂園（南砂地区）	⇒	にじいろ保育園 東砂（南砂地区）	約 750m

【3歳児クラスからの連携施設がない施設に在園中の場合】

3歳児クラスも引続き保育園等の利用を希望する場合は、改めて保育園等の利用申込みが必要です。お手続きの詳細は、該当する年度の入園のしおりをご確認ください。

7 保育料について

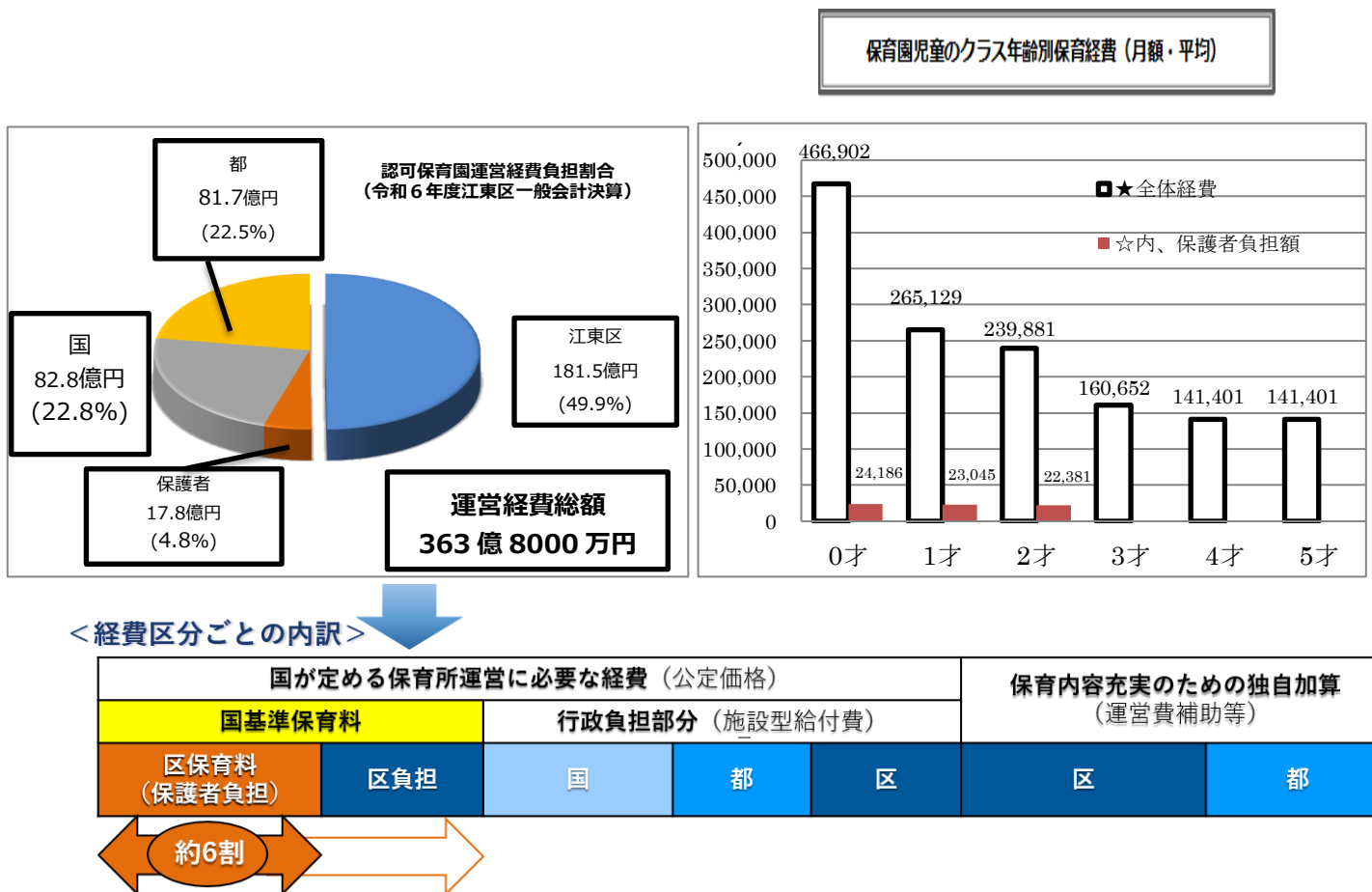
保育園等の保育料

1 認可保育園の運営費と保育料

保育園運営に必要な人件費をはじめ、給食費、園舎の維持管理などの経費は、保護者に負担していただく保育料、国・都の負担金や区民税等でまかなっています。保育料による負担割合の現状は、4.9%となっています。

また、保育料の金額は、国が示す標準的な保育料（国基準保育料）をもとに各自治体で設定していますが、区では国基準の6割程度に設定しており、差額は区が負担しています。

なお、保育料は受益と負担および応能負担の適正化を図るため、定期的な見直しをおこなっており、直近では令和7年9月より、0～2歳児クラスの第1子保育料が無償化されました。



2 保育料

令和7年9月より、0～2歳児クラスの第1子保育料が無償化されました。それにより、年齢や課税状況にかかわらず、すべてのお子様の保育料が無償となりました。ただし、延長保育料や実費徴収はこれまで通りかかります。

3 月極延長保育料

【区立認可保育園】

月極延長保育料（以下延長保育料）は21ページの保育料基準額表をご確認ください。

（算定の根拠）

保護者（父母ともに）の「市区町村民税所得割相当額（※）」で算定します。毎月の保育料は21～22ページの「保

育料基準額表」をご覧ください。

※寄附金控除、配当控除、外国税控除、配当・譲渡割控除及び住宅取得控除等の税額控除を受けている場合は、控除前の金額で算定します。

（算定の時期）

- ・ 4月（前年度市区町村民税による）と9月（当該年度市区町村民税による）に行います。
（4月：クラス年齢変更に伴う算定 9月：算定根拠となる課税年度の切り替えに伴う算定）
- ・ 延長保育料決定のお知らせは、利用開始前及び延長保育料に変更があった際に郵送します。

延長保育料の算定根拠となる市区町村民税の対象年度の例

	算定根拠となる市町村民税の対象年度
令和7年4月～令和7年8月の延長保育料	令和6年度市区町村民税（令和5年中の収入）
令和7年9月～令和8年3月の延長保育料	令和7年度市区町村民税（令和6年中の収入）

（祖父母同居世帯について）

祖父母と同居している世帯で、保護者が前年度または当該年度の市区町村民税が非課税の場合は、祖父母のうち、所得が高い方の税額を延長保育料の算定対象に含みます。ただし、例外として、父母どちらも非課税の場合でも、父又は母の収入が3か月連続して10万円以上であることが確認でき、かつ、継続して就労する見込がある場合は、父又は母の市区町村民税のみで延長保育料を算定しますので、直近3か月分の給与明細の写しをご提出ください。その後、保護者の事由が「就労」以外の変更となった場合は、祖父母のうちいずれか高いほうの税額を延長保育料の算定対象とします。祖父母と別居することになった場合、延長保育料が変更となる可能性がありますので、必ず保育園ナビゲーターにご連絡ください。

（住民税の更正）

延長保育料の算定根拠となる市区町村民税を更正したときは、翌月から保育料を算定し直すことができます。

（注意事項）

- ・ 延長保育料を決めるための住民税額の確認ができない場合（住民税の申告が済んでいない等）、最高位の階層を適用します。
- ・ 他自治体へ住民税の申告や税更生をした場合は速やかに保育サービス係へご連絡ください。

（延長保育料のお支払い方法）

お支払い方法は、原則として「口座振替払い」です。お手続きがお済みでない方は、「保育園保育料口座振替（自動払込）依頼書」をご記入いただき、各金融機関にお申込みください。手続きが完了した方には、振替開始月の20日過ぎに「口座振替開始のお知らせ」で通知します。

- ・ 口座振替開始までの延長保育料は、区から定期的にお渡しする納付書により、金融機関（銀行、ゆうちょ銀行等）やコンビニエンスストアで納付してください。
- ・ 延長保育料決定時に、口座振替期日の過ぎた延長保育料を口座から引落とすことはできませんので、延長保育料算定に必要な書類はお早めにご提出ください。

（例）書類の提出が遅れたため、6月に4～8月までの延長保育料を決定

⇒4、5月分は引落としてできないため、延長保育料決定時にお渡しする納付書にてお支払いいただきます。

- ・ 口座振替日および納期限は毎月月末（金融機関休業日にあたる場合は翌営業日）です。
- ・ 残高不足等で未納となった保育料については、口座からの再度の引落としては行えませんが、ご注意ください。

【区立認可保育園以外】

料金や申込要件、手続き等は各施設で異なります。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。（保育支援

課保育サービス係へのお申込みは不要です。)

4 スポット延長保育料

【区立認可保育園】

- ・スポット延長保育料は、別途納付書にてお支払いただきます。(15分100円)

【区立認可保育園以外】

料金や申込要件、手続き等は各施設で異なります。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。(保育支援課保育サービス係へのお申込みは不要です。)

5 実費徴収について

おむつなどの現物や園服などの費用を施設から別途求められることがあります。具体的な内容は、各施設に直接お問い合わせください。

6 保育料を滞納した場合

過年度分を含む、保育料・延長保育料を納期限までに納めたことが確認できない場合は、督促等により納付を依頼します。しかし、区からの再三の依頼にもかかわらず納付いただけない場合は、勤務先への給与照会や、預金、生命保険契約の有無等、財産調査を行い、法律に基づき、差押え等の滞納処分を行います。

(1)【督促】

納期限までの納付が確認できない場合、督促状を送付します。

(2)【催告】

督促状の納期限までの納付が確認できない場合、催告書を送付します。

(3)【電話催告・園訪問等】

電話等により催告をしたり、保育園を訪問し、直接納付の催告を行ったりすることがあります。

(4)【財産調査・差押え】

お勤め先に給与等の照会を行ったり、預金、生命保険契約の有無等の財産調査を実施したりと、法律に基づきそれらの差押え(滞納処分)を行います。

7 保育料等の納付証明について

江東区に納めていただいた保育料・延長保育料については、保護者からの申請に基づき、納付証明書を発行することができます。証明書の発行を希望する場合は、「保育料納付証明書交付申請書」をご記入いただき、保育園ナビゲーターにご提出ください。(郵送・電子での申請も可)

8 退園するときの延長保育料

延長保育料は月極めのため、毎月1日現在で在園している場合に、その月の延長保育料がかかります。月の途中で退園しても1か月分の延長保育料がかかります。利用しなかった分の給食費等の返金ありません。

延長保育料の減額免除

★下表のいずれかに該当し、経済的に延長保育料の支払いが困難な場合は、年度内 1 件の事由のみ、申請に基づき延長保育料が減額または免除になることがあります。

★延長保育料の減額と免除については、個別のご案内をしておりません。ご自身でご確認のうえ申請してください。

★事由に該当する場合でも、計算の結果、減額とならない場合があります。

【注意事項】

- ・申請があった月の翌月(月の第一開庁日に申請された場合のみ申請月)から対象となりますので、下記の事由が発生した場合は、お早めにお手続きください。
- ・減額または免除の申請には、延長保育料減額免除申請書＋下表に定める書類が必要となります。
- ・年度が切り替わるとに同事由が継続している場合は、再度減額の手続きが必要になります。

＜減額の事由＞＊年度内 1 件の適用		＜延長保育料減額免除申請書以外の 必要書類＞	＜減額期間＞
①	生活保護法による保護を受けたとき（該当月は免除、翌月から階層変更により、A階層となります。）	延長保育料減額免除申請書のみ ※保護受給中の方はマイナンバーを利用した情報連携により受給情報の確認を行います	申請当月（受給開始月）のみ
②	災害などで多額の損害を受けたとき	・罹災証明書や保険金の支払い通知書等、被害額の分かるもの	申請月の翌月から8月末まで
③	家族の病気やけがで多額の医療費を支払ったとき	・医療費の領収書や保険金の支払い通知等	申請月の翌月から8月末まで
④	こどもが生まれたとき（出産のみ対象）（備考2）	延長保育料減額免除申請書のみ	申請月の翌月から年度末まで
⑤	生計の中心者が失業（自己都合の場合を除く）したとき	・離職証明書等、失業したことが分かるもの ・退職金支給通知書等、退職所得の分かるもの	申請月の翌月から3か月間
⑥	世帯の収入が生活保護法による基準に満たないとき	・世帯の収入が分かるもの	申請月の翌月から8月末まで
⑦	令和6年度または令和7年度分の市区町村民税が非課税であるとき、または免除されたとき（地方税法第295条・第323条）（備考3）	・住民税非課税証明書	申請月の翌月から8月末まで
⑧	令和6年度または令和7年度分の市区町村民税の徴収を猶予されたときまたは延期されたとき（地方税法第15条等）	・市区町村民税が徴収猶予されたことが分かるもの	申請月の翌月から事由がなくなるまで
⑨	令和6年度または令和7年度分の市区町村民税が均等割以下に減額されたとき	・市区町村民税が減額されたことが分かるもの	申請月の翌月から8月末まで

⑩	世帯の合計収入が前年よりも極端に減ったとき（転職・退職・産休育休の減収は除く。）	・申請前の 3 か月の給与明細書と前年同時期の 3 か月の給与明細書（父母ともに必要です）	申請月の翌月から 3 か月間
⑪	同一世帯内に、身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1～3 度、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級を所持する者がいるとき	・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し ※江東区民で身体障害者手帳をお持ちの方はマイナンバーを利用した情報連携により受給情報の確認を行いますので、提出は不要です。	申請月の翌月から理由がなくなるまで
⑫	兄弟姉妹を幼稚園、認可外保育施設等に有料（月極め）で預けているとき	・「受託証明書」（区様式）または在園証明書	申請月の翌月から理由がなくなるまで
＜免除の事由＞		＜減額免除申請書以外の必要書類＞	＜免除期間＞
⑬	同一世帯に小学校就学前の児童が 3 人以上いる世帯で、認可保育園等を利用する児童が 1 人以上で、それ以外の 2 人以上の児童が幼稚園、認証保育所等に入園しているとき（ただし、納期限を越えて 3 か月以上保育料等を滞納している場合は、対象になりません。）	・「受託証明書」（区様式）または在園証明書	申請月の翌月から理由がなくなるまで
⑭	認可保育園に入園している児童が、病気やけがで月の初日から 1 か月以上通園できないとき（年度内 1 回のみ適用）（備考 4）	・「保育利用停止（停止解除）申請書」（区様式） ・登園できないことが確認できる医師の診断書	申請月の翌月から 2 か月を限度

備考 1 減額事由②③⑥⑦⑨については、9月以降減額の適用となる場合の減額期間は年度末までとなります。

備考 2 ④の減額事由は、1～3月に上記の事由が発生した場合、翌年度も減額に該当する場合があります。

備考 3 ⑦の減額事由は、育休や離職、就学等の理由により市区町村民税が非課税または免除となった場合は該当しません。

備考 4 ⑭の免除事由については、減額免除申請書の提出は必要ありません。

保育標準時間

保育料基準額表（令和7年9月1日～）

（単位：円）

世帯の階層区分			保育料（月額）		月額延長保育料(区立保育園)(備考7)		
階層	所得等の条件		0歳～2歳児クラス	3歳児クラス以上	～2歳児クラス	3歳児クラス	4歳・5歳児クラス
A (備考3)	生活保護世帯				0	0	0
B (備考3)	A階層の世帯を除く	ひとり親等世帯(備考4)			0	0	0
	市区町村民税非課税世帯	ひとり親等世帯以外			200	200	200
C1 (備考3)	A階層の世帯を除く市区町村民税均等割のみ課税世帯						
C2 (備考3)	A階層の世帯を除く市区町村民税所得割額が	7,000 円未満相当の世帯			700	700	700
C3 (備考3)		7,000 円以上相当の世帯 48,600 円未満相当の世帯					
D1 (備考3)		48,600 円以上相当の世帯 52,500 円未満相当の世帯					
D2 (備考3)		52,500 円以上相当の世帯 55,000 円未満相当の世帯			1,000	1,000	1,000
D3 (備考3)		55,000 円以上相当の世帯 60,000 円未満相当の世帯					
D4 (備考3)		60,000 円以上相当の世帯 75,000 円未満相当の世帯			1,700		
D5 (備考3)		75,000 円以上相当の世帯 97,000 円未満相当の世帯			2,100	1,400	1,400
D6		97,000 円以上相当の世帯 115,000 円未満相当の世帯			2,400		
D7		115,000 円以上相当の世帯 130,000 円未満相当の世帯			2,600	1,600	1,600
D8		130,000 円以上相当の世帯 150,000 円未満相当の世帯			2,900	1,700	1,700
D9		150,000 円以上相当の世帯 169,000 円未満相当の世帯			3,100	2,000	
D10		169,000 円以上相当の世帯 185,000 円未満相当の世帯			3,300	2,100	
D11		185,000 円以上相当の世帯 200,000 円未満相当の世帯			3,500	2,300	
D12		200,000 円以上相当の世帯 215,000 円未満相当の世帯			3,700	2,400	
D13		215,000 円以上相当の世帯 230,000 円未満相当の世帯			3,900		
D14		230,000 円以上相当の世帯 245,000 円未満相当の世帯			4,000		
D15		245,000 円以上相当の世帯 260,000 円未満相当の世帯			4,200		2,000
D16		260,000 円以上相当の世帯 280,000 円未満相当の世帯			4,300		
D17		280,000 円以上相当の世帯 301,000 円未満相当の世帯			4,500	2,500	
D18		301,000 円以上相当の世帯 340,000 円未満相当の世帯			4,900		
D19		340,000 円以上相当の世帯 397,000 円未満相当の世帯			5,500		
D20		397,000 円以上相当の世帯 460,000 円未満相当の世帯			6,100		
D21		460,000 円以上相当の世帯 510,000 円未満相当の世帯			6,500		
D22		510,000 円以上相当の世帯 560,000 円未満相当の世帯			6,800		
D23		560,000 円以上相当の世帯 610,000 円未満相当の世帯			7,200		
D24		610,000 円以上相当の世帯 800,000 円未満相当の世帯			7,500	2,600	2,100
D25		800,000 円以上相当の世帯 1,100,000 円未満相当の世帯			8,000		
D26		1,100,000 円以上相当の世帯			8,500		

（備考）

- この表において延長保育料を算出する場合における市区町村民税は、4月分から8月分までの延長保育料にあっては令和6年度分とし、9月分から翌年3月分までの延長保育料にあっては令和7年度分とします。
- 延長保育料の算定に際し、寄附金控除、配当控除、外国税控除、配当・譲渡割控除及び住宅取得控除等適用されない税額控除があります。
- B階層等におけるひとり親等世帯とは、母子（父子）世帯または在宅障害児（者）のいる世帯のことを言います。
- 延長保育料の減額及び免除は申請に基づき適用します。
- 延長保育料の算定に必要な資料の提出がない場合や税末申告の場合は、最高額を適用します。
- 延長保育料は1時間利用した場合の月額の金額です。

保育短時間

保育料基準額表（令和7年9月1日～）

（単位：円）

世帯の階層区分			保 育 料 （ 月 額 ）		月額延長保育料(区立保育園)			
階層	所 得 等 の 条 件		0歳～2歳児クラス		3歳児クラス以上	～2歳児 クラス	3歳児クラス	4歳・5歳児 クラス
A (備考3)	生 活 保 護 世 帯		0歳～2歳児クラスの保育料はかかりません。 (延長保育料を除く)		幼児教育・保育の無償化により、延長保育料はかかりません。 (延長保育料を除く)	延長保育(月極)は利用できません。		
B (備考3)	A階層の世帯を除く 市区町村民税非課税世帯	ひとり親等世帯(備考4) ひとり親等世帯以外						
C1 (備考3)	A階層の世帯を除く市区町村民税均等割のみ課税世帯							
C2 (備考3)	A階層の世帯を除く市区町村民税所得割課税世帯	市区町村民税所得割額が 7,000円未満相当の世帯						
C3 (備考3)		7,000円以上相当の世帯 48,600円未満相当の世帯						
D1 (備考3)		48,600円以上相当の世帯 52,500円未満相当の世帯						
D2 (備考3)		52,500円以上相当の世帯 55,000円未満相当の世帯						
D3 (備考3)		55,000円以上相当の世帯 60,000円未満相当の世帯						
D4 (備考3)		60,000円以上相当の世帯 75,000円未満相当の世帯						
D5 (備考3)		75,000円以上相当の世帯 97,000円未満相当の世帯						
D6		97,000円以上相当の世帯 115,000円未満相当の世帯						
D7		115,000円以上相当の世帯 130,000円未満相当の世帯						
D8		130,000円以上相当の世帯 150,000円未満相当の世帯						
D9		150,000円以上相当の世帯 169,000円未満相当の世帯						
D10		169,000円以上相当の世帯 185,000円未満相当の世帯						
D11		185,000円以上相当の世帯 200,000円未満相当の世帯						
D12		200,000円以上相当の世帯 215,000円未満相当の世帯						
D13		215,000円以上相当の世帯 230,000円未満相当の世帯						
D14		230,000円以上相当の世帯 245,000円未満相当の世帯						
D15		245,000円以上相当の世帯 260,000円未満相当の世帯						
D16		260,000円以上相当の世帯 280,000円未満相当の世帯						
D17		280,000円以上相当の世帯 301,000円未満相当の世帯						
D18		301,000円以上相当の世帯 340,000円未満相当の世帯						
D19		340,000円以上相当の世帯 397,000円未満相当の世帯						
D20		397,000円以上相当の世帯 460,000円未満相当の世帯						
D21		460,000円以上相当の世帯 510,000円未満相当の世帯						
D22		510,000円以上相当の世帯 560,000円未満相当の世帯						
D23		560,000円以上相当の世帯 610,000円未満相当の世帯						
D24	610,000円以上相当の世帯 800,000円未満相当の世帯							
D25	800,000円以上相当の世帯 1,100,000円未満相当の世帯							
D26	1,100,000円以上相当の世帯							

8 Q&A・各種書類の配布場所について

よくあるご質問

Q1. 転職を考えているのですが、勤務形態や日数に条件はありますか？

A1. 勤務形態（常勤、派遣、契約、パート、自営業等）に制限はありませんが、勤務日数および1日の勤務時間は、最低条件があります。最低条件は、月12日以上かつ1日4時間（休憩時間含む）以上の勤務契約であることです。複数箇所勤務で最低条件を満たす働き方でも問題ありません。

※育児休業中の方は復職してから転職してください。（5～7ページ参照）

Q2. 妊娠がわかったのですが、何か必要な手続きはありますか？

A2. 就労中の方（自営業含む）の妊娠がわかった場合、産後休業の後に育児休業を取得できる方とできない方でお手続きが変わります。詳細は5ページ及び6ページをご覧ください。また、事由にかかわらず、新しくお子さんが生まれた場合、延長保育料の減額の対象になります（年齢・階層によっては、減額とならない場合もあります）。保育料の減額については、19～20ページをご覧ください。

Q3. 残高不足で延長保育料の引落しがされませんでした。再度引落としすることは可能ですか？

A3. 引落しできなかった分の延長保育料は再度引落しすることはできません。未納延長保育料として督促状を送付することになりますので、届き次第コンビニエンスストア等でお支払いください。

Q4. 保育の短時間、標準時間認定を変更したいのですが、手続きは何が必要ですか？

A4. 保育の短時間、標準時間認定を変更する場合のお手続きは2ページをご覧ください。なお、変更が適用されるのは、申請の翌月からです。ご希望される場合は、お早めにお手続きください。

Q5. 入園後は何も手続きをしなくても小学校就学まで在園できるのですか？

A5. 保育園等を利用するには保護者が保育の必要性の認定を継続して受ける必要があります。保育の必要性は、一度認定された方でも、毎年その内容を確認しています。このお手続きを締切りまでに終えていない方や、保育の必要性の確認ができない場合は、保育園等を次年度も継続して利用いただけない場合があります。

各種手続きに必要な書類の配布場所

書類の名前	書類の入手可能場所		
	保育園等	江東区役所 または 豊洲シビックセンター	江東区ホームページ
認定変更申請書兼届出事項変更届	○	○	○
就労証明書	○	○	○
復職証明書	○	○	○
育児休業（延長）承認書	○	○	○
介護状況調査票・日常生活状況調査票	○	○	○
利用解除届	○	○	×
保育利用停止（停止解除）申請書	○	○	○
延長保育利用申込書 （区立保育園のみ）	○	○	○
延長保育利用申込取下書 （区立保育園のみ）	○	○	○
延長保育利用解除届 （区立保育園のみ）	○	○	×
ひとり親世帯申立書	○	○	○
別居者の扶養事実申立書	○	○	○
延長保育料減額免除申請書 （区立保育園のみ）	○	○	○
受託証明書	×	○	○
保育料納付証明書交付申請書	×	○	○
保育園保育料口座振替（自動振込）依頼書	○	○	×